

令和元年 9月 18日
中部地方整備局
建 政 部

住友林業ホームテック株式会社が施工した戸建て住宅の
増築工事における建築基準法への不適合について

- 住友林業ホームテック（株）より中部地方整備局に対し、同社が愛知県、三重県及び岐阜県において、増築工事をした戸建て住宅の一部について、建築基準法※に適合していないおそれがあることの報告がありました。
- 中部地方整備局から、同社に対して、特定行政庁への報告と違反内容の調査・報告を指示した結果、令和元年9月17日、以下の報告がありました。
 - ・愛知県に所在する1件について、特定行政庁においても不適合の事実が確認されたこと
 - ・この他、同社が、愛知県、三重県及び岐阜県において、増築工事を実施した戸建て住宅 190件に不適合のおそれがあること
 - ・今回の不適合に対する是正方法として、同社は、建築基準法令に適合させるための改修等を行う方針であること
- 中部地方整備局は、同社に対し、所有者等への丁寧な説明、特定行政庁への報告、是正の迅速・円滑な実施、原因究明及び再発防止策の報告、相談窓口の設置を指示しました。

※ 建築基準法においては、建築物を増築する際には、原則として、建築物を現行基準に適合させる必要がある。なお、増築の規模等により、現行基準と異なる基準への適合が認められる場合がある。

1. 事案概要

令和元年7月22日、住友林業ホームテック(株)より、中部地方整備局に対して、同社が愛知県、三重県及び岐阜県において、増築工事をした戸建て住宅の一部について、建築基準法に適合していないおそれがあることの報告がありました。

上記報告を受け、中部地方整備局から同社に対して、特定行政庁への報告と違反内容の調査・報告を指示した結果、令和元年9月17日、以下の報告がありました。

- ・愛知県に所在する1件について、増築工事を実施した戸建て住宅の既存部分が建築基準法に適合しない状況になっていることを、特定行政庁においても確認されたこと
- ・当該物件の不適合の内容は、増築工事に伴って、住宅の既存部分に設置することが求められる防火設備(網入りガラス等)が設置されていないこと
- ・この他、同社が、愛知県、三重県及び岐阜県において、増築工事を実施した戸建て住宅 190件に不適合のおそれがあること
- ・同社は、今後、調査を進め、建築基準法への適合状況を確認し、必要な改修工事を行う方針であること

2. 中部地方整備局の対応

- (1) 住友林業ホームテック(株)に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、特定行政庁への報告、是正の迅速・円滑な実施、原因究明及び再発防止策の報告、相談窓口の設置を指示しました。
- (2) 関係特定行政庁に対し、物件リスト等を情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

3. 相談窓口

- (1) 住友林業ホームテック(株)において、以下の窓口が設置されています。

【窓口】 住友林業ホームテック株式会社 お客様相談室
窓口電話番号 0120-95-6703
受付時間 9:30-17:30

- (2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 0570-016-100
PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147
受付時間 10:00-17:00 (土日、祝休日、年末年始を除く。)

(配布先)

中部地方整備局記者クラブ

(問い合わせ先)

中部地方整備局 建政部 住宅整備課長 歌代(うたしろ)
電話:052-953-8574 FAX:052-953-8133